

平成27・28年度 物品の購入等競争入札参加資格申請について

平成27・28年度において、伊南行政組合が発注する「物品の購入」、「製造の請負」、「その他の契約」に係る契約についての競争入札に参加するためには、入札参加資格が必要となります。

入札参加資格を希望される方は、下記の事項に留意のうえ「入札参加資格審査申請書」を提出してください。

(追加申請の受付期間・申請事項の変更届については、下欄に掲載してあります。)

1 入札参加申請をすることができない方

- (1) 契約能力に関する事項（地方自治法施行令第167条の4第1項）
 - ・競争入札に係る契約を締結する能力を有さない方及び破産者で復権を得ない方
- (2) 指名停止に関する事項（地方自治法施行令第167条の4第2項）
 - ・競争入札に参加することを停止された期間を経過しない方
- (3) 申請時において市町村税等に滞納があり、申請に必要な完納証明書が添付できない方
- (4) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていない方
- (5) 構成市町村（駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村）の定める暴力団排除条例等に規定する暴力団員又は暴力団関係者

2 定期受付の期間及び時間

平成27年2月1日から 平成27年2月28日まで（土日、祝日を除く）
午前8時30分から 午後5時15分まで

3 資格有効期間

平成27年4月1日から 平成29年3月31日までの2年間

4 申請書様式

特に指定はありません。長野県指定様式、駒ヶ根市指定様式等を参照してください。

5 提出方法

持参 又は 郵送（当日必着のみ有効）

(※ 受領票が必要な場合は申請者でご用意願います。)

6 提出先

伊南行政組合 事務局

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂3230番地 TEL 0265-82-8003

7 提出書類の一覧

提出書類	様式	備考
1 入札参加資格審査申請書	任意様式	
2 営業概要	任意様式	
3 a. 登記事項証明書 b. 身分証明書	写し	【申請書の3ヶ月以内に発行されたもの】 a. 法人の場合：法務局が発行する証明書 b. 個人の場合：市町村長の発行する証明書
4 印鑑証明書	写し	【申請の3ヶ月以内に発行されたもの】 法人：法務局が発行する印鑑証明書 個人：市町村長が発行する印鑑証明書
5 納税証明書	写し可	【申請の3ヶ月以内に発行されたもの】 税務署が発行する「納税証明書その3の3」 (個人の場合は「その3の2」)
6 決算書	写し	直前決算時のもの(申請に最も近い時期の一年分) 法人：貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書 個人：貸借対照表及び損益計算書若しくは事業税等(青色申告決算書)申告書
7 営業許可・認可等の証明書	写し	法令に基づいて得た許可・認可等の証明書 (該当する場合のみ)
8 代理店等の証明書	写し	代理店、特約店等の契約を結んでいる場合、その証明書 (該当する場合のみ)
9 委任状	任意様式	支店、営業所等に組合との取引上の権限を委任する場合に提出 (該当する場合のみ)

※ 提出書類1～6については、必ず提出してください。

※ 提出書類7～9については、該当する場合に提出してください。

8 追加受付について

- (1) 受付期間
- | | |
|--------------|---------------|
| 平成27年 7月1日から | 平成27年 7月31日まで |
| 平成27年10月1日から | 平成27年10月31日まで |
| 平成28年 2月1日から | 平成28年 2月28日まで |
| 平成28年 7月1日から | 平成28年 7月31日まで |
| 平成28年10月1日から | 平成28年10月31日まで |
- (土日、祝日を除く)

- (2) 資格有効期限 追加登録期間の翌月1日から平成29年3月31日まで
 (受付時間、資格要件、審査基準日、提出書類、提出方法、提出先は定期受付に準ずる)

9 申請事項の変更について

- (1) 提出書類 変更届 (任意様式：変更事項の変更前及び変更後、変更年月日を記載のこと)
 添付書類 (変更事項により次の書類を添付すること)

入札参加資格申請書変更届添付書類

変更事項	添付書類	登記事項証明書 (写し)	印鑑証明書 (写し)	委任状 (委任先有の場合)	備考
1) 商号		○			
2) 代表者		○			
3) 本所所在地		○			
4) 本社電話・FAX番号					変更届へ記載のこと
5) 資本金		○			
6) 使用印			○		
7) 委任先(受任者)				○	
8) 委任先所在地				○	
9) 委託先電話・FAX					変更届へ記載のこと
10) その他					変更内容がわかる書類

- (2) 受付期間 随時受け付けます。
 (受付時間、提出方法、提出先は定期受付に準ずる)

- (3) 適用期間 変更申請月の翌月1日から平成29年3月31日まで